

須崎市・中土佐町・津野町 シルバーだより



令和6年
8月9日
会報
No.27

発行 (公社)須崎市・中土佐町・津野町シルバー人材センター 〒785-0043 須崎市土崎町2番27号 TEL (0889) 42-1818
中土佐地区センター 〒789-0043 中土佐町久礼6551-3 TEL (0889) 52-4566
津野町地区センター 〒785-0202 津野町姫野々431-1里案内2F TEL (0889) 43-9560



津野町役場完成予想図



自主 自分のもので考え **共働** 一緒になって働き
自立 自分たちの力で育て **共助** お互いに助け合う

会員数(令和6年6月末現在)				
	男	女	合計	最高齢
須崎市	134	52	186	95
中土佐町	66	37	103	90
津野町	11	8	19	80
合計	211	97	308	95

目次

- 2..... 第40回定時総会
- 3..... 事業報告・事業計画
- 4..... 安全就業
- 5..... 活動状況
- 6..... フリーランス法
- 7..... 津野町長より他
- 8..... 会員募集他

会員募集についてのお願

シルバー人材センターでは全国的に会員増加に向けての取り組みを進めており、全国で百万人の会員を目指していましたが、コロナ禍で会員数の減少が続きました。令和4年度以降は、コロナ前(令和元年度)の水準に回復させることを暫定的な目標として取り組んでいます。当シルバーにおいては、チラシの配布や市町の広報などに会員募集の記事を掲載して取り組んでいます。

また、「会員一人新規一名加入」の取り組みを以前より行っています。今一度会員の皆さんも、知人やご親戚の方でシルバーの会員になっていただければ幸いです。お声をかけていただき、新たな新規会員さんを紹介していただくようお願いいたします。

会員を増やす事により仕事の量も増え、今まで以上に安定したシルバーの運営が可能となりますし、就業の幅も広がりますので是非ご協力をお願いいたします。

就業報告は出ていますか

仕事を終えたときは就業報告が必要です。事務局では就業報告を基にして、お客様への請求と会員への支払配分金の計算を月ごとに行っています。就業報告が抜かたり、間違ったりするとお客様と会員さん双方に迷惑がかり、信頼関係が崩れます。就業報告は会員さん自身が確実に行うようにお願いします。

会費の納入はお済みですか

年会費は一人3千円で、夫婦会員は二人で5千円です。納入がまだの会員さんは早めの納入をお願いします。会費はシルバー運営の基本となるもので、主に皆さんの通信費やシルバー保険料などに使っています。



今後の予定

- 10月25日(金) 設立30周年記念式典(道の駅かわうその里すさき)
- 10月 シルバーの日ボランティア活動
- 11月 安全・適正就業推進大会
- 12月 会員忘年会

「Smile to Smile」登録のお願い

「Smile to Smile」は、シルバー人材センターの会員がセンターからのお知らせや就業情報、毎月の配分金などをパソコンやスマートフォンから閲覧することができる会員向け専用サイトです。登録するには、ログインIDとパスワードが必要です。登録を希望する方は、職員までお問合せください。



事務局より

当センターは、今年で30周年をむかえます。これを記念して10月25日に道の駅かわうその里すさきにて記念式典及び祝賀会を開催します。開催が近づきましたら案内文書を送付しますので、当日は、多くの会員のみなさまの参加をお願いします。

今回の表紙

津野町役場新庁舎は津野町永野のかわうそ自然公園駐車場敷地内に令和5年9月に着工し完成予定は令和6年12月で供用開始を令和7年5月を予定しています。新庁舎は災害拠点としての機能を十分に備え、ユニバーサルデザインなど誰もが利用しやすい工夫をしています。



令和6年5月24日(金)に道の駅かわうその里すさきにおいて、令和6年度第40回定時総会が開催されました。参加会員44名の出席に加え、書面決議167名の合計211名で、定時総会が成立しました。

中城理事長の開会あいさつでは、「4月から津野町が加わり新たな体制のもと組織拡大と安全・適正就業に取り組んでいきたい。」とのあいさつがありました。



続いて来賓の、須崎市副市長 梅原健一郎様、中土佐町副町長

竹崎秀樹様、津野町まちづくり推進課長 西森雅人様、高知労働局職業対策課長 葛目貴久様、高知県シルバー人材センター連合会事務局長 戸田 浩様よりご祝辞をいただきました。

このあと、議長として岡崎敏男さんが選出され、議事録署名人として茨木鬼子男さんと川田博志さんが指名され定時総会の議案審議が行われました。

議案審議では、執行部より、第1号議案、令和5年度事業報告について、「高齢者が年齢に変わりなく働き続けることができる『生涯現役社会』をめざし『自主・自立、共働・共助』の理念の下、事業の運営を行いました。また、津野町加入に向けて会員加入説明会を開催し、津野町地区センターを開設しています。」第2号議案、令和5年度収支決算について、「経常収益計1億4181万2469円、経常費用計1億4099万1952円、差し引き、82万517円の黒字決算となつて



おります。」第3号議案、会費規定の一部改正について、「夫婦会員の年会費を1人3千円を2人で5千円とする。」

第4号議案、理事及び監事の選任について、「令和8年度定時総会までの役員として理事17名監事2名の提案をします。」との説明がありました。採決の結果、全議案とも原案どおり可決承認されました。

このあと、令和6年度事業計画及び収支予算、令和5年度収支補正予算、設立30周年記念式典の報告が行われました。

総会終了後は懇親会を開催し、会員同士の親睦を深めることができました。

新役員決定

定時総会及び総会後の理事会にて、新役員が決定しました、任期は令和6年5月24日から令和8年5月総会までです。

理事長	中城 徹	須崎市
副理事長	細木 一	中土佐町
副理事長	梅原 正博	須崎市
副理事長	大崎 章代	津野町
理事	中平 明男	須崎市
理事	岡崎 敏男	須崎市
理事	上田 徳利	須崎市
理事	田中 昌子	須崎市
理事	田所 重和	中土佐町
理事	植木 糸み子	須崎市
理事	岡村 茂	須崎市
理事	橋田 賀恵子	須崎市
理事	中原 繁博	中土佐町
理事	大田 敏幸	中土佐町
理事	藤澤 俊也	津野町
常務理事	西田 功	須崎市
監事	山崎 厚志	須崎市
監事	小野 修一郎	須崎市

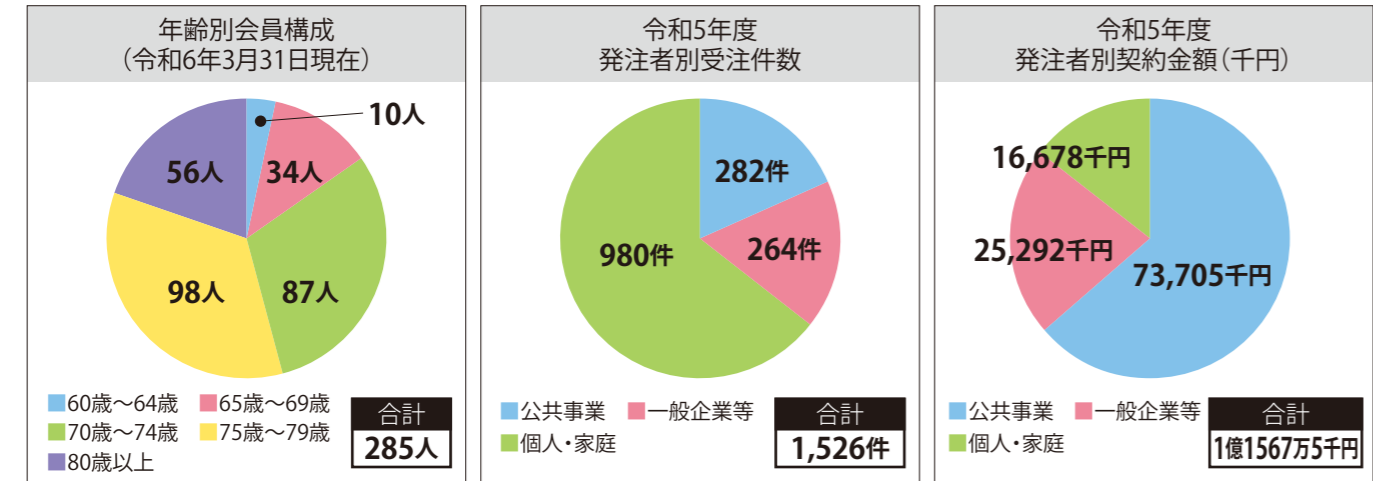
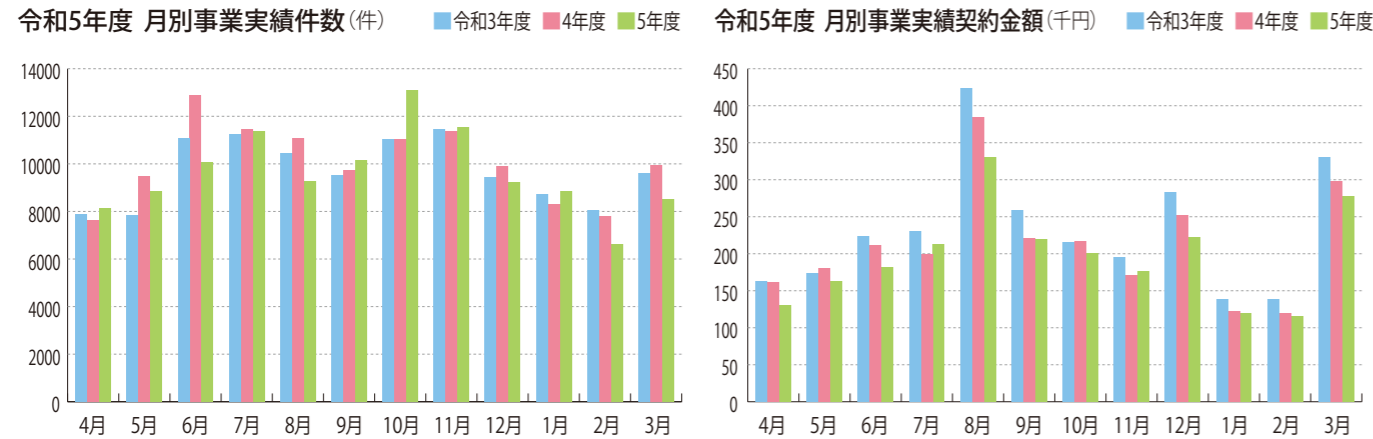
理事に選任されました小野泰孝さんは、6月20日に急逝されました。ご冥福をお祈りします。

令和5年度事業実績報告

令和5年度においても、高齢者が年齢に変わりなく働き続けることができる「生涯現役社会」をめざし「自主・自立、共働・共助」の理念の下、事業の運営を行いました。この間、会員の真摯で誠実な就業姿勢は発注者から高く評価され、繰り返し受注につながっています。

事業実績では、受注件数は昨年度を175件下回る1,526件となっています。契約金額では、493万5千円減額の1億1567万5千円となりました。また登録会員は17人増の286人で会員増加とともに、就業人員も12人増の209人ですが、就業延人員は、270人日減の23,286人日となっています。主要な活動としましては、シルバー人材センターの重要課題でもある就業中、就業途上中の「事故ゼロ」を目指し、会員への啓発や安全・適正就業委員会及び須崎・中土佐地区それぞれの安全就業推進大会を開催し、安全就業への取り組みを行いました。例年がない事故・怪我などが多発しています。

また、津野町加入に向けて、会員加入の説明会を開催するなど準備を進め、新たに津野町地区センターとして事務所を開設しています。



令和6年度事業計画及び、収支予算

当センターは、令和6年4月1日より津野町が加入し、公益社団法人須崎市・中土佐町・津野町シルバー人材センターとして再出発します。このためにも、より一層地域に根差し信頼されるセンターとして、須崎市・中土佐町・津野町地域住民の皆様に喜ばれるセンターを目指し取り組んでまいります。

令和5年10月から始まったインボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応とともに、今年度秋には実施されますフリーランス新法の適用とともに、契約方法の見直しが行われ、発注者・センター・会員の三者間の包括契約への移行が重要な課題となってきます。そのためにも、事業運営体制の改善や意識改革を図り、課題解決に向けて対応していきます。また、デジタル化の推進とともにICT(情報通信技術)の活用等について取り組むとともに、公益社団法人制度に即した事業運営を行ってセンターの安定につなげていきます。

収支予算については、経常収益を前年度より1711万7千円増額の1億5905万9千円、経常費用を1907万2千円増額の1億6283万円とし、377万1千円の費用超過で編成しています。



須崎地区

中土佐地区

シルバーの日ボランティア活動

令和5年10月27日(金)に須崎地区では多ノ郷駅南ロータリーを、10月31日(火)に中土佐地区では町民交流会館周辺のボランティア活動を行いました。
 たくさんの会員の皆様に参加いただき、草刈・清掃作業により大変きれいになりました。



中土佐地区

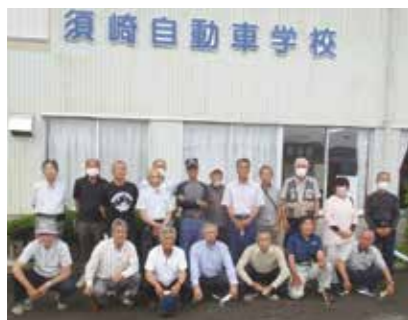
津野地区

また令和6年4月19日(金)には津野地区で初めての安全就業推進大会を開催し、三島神社で安全祈願を行いました。

須崎地区

令和5年11月29日(水)に須崎地区及び中土佐地区で安全就業推進大会を開催しました。
 当日は、現状の事故発生状況の確認と事故防止研修を行うとともに、須崎八幡宮・久礼八幡宮にて安全祈願を行い、安全就業への決意を行いました。

安全就業推進大会



交通安全教室

令和6年6月28日(金)須崎自動車学校で交通安全教室を開催しました。交通安全講習の受講や場内コースでの運転技能実習、反射動作測定器の体験を行いました。参加した会員のみなさんは安全運転の実施を再認識されたと思います。

安全就業の徹底を図りましょう

7月1日から7日は、全国安全週間、10月1日から7日は全国労働衛生週間です。シルバー人材センターでは、本年度も安全・適正就業重点の年と定めて、安全作業の徹底を図っていきます。

令和6年度 全国安全週間スローガン

『危険に気付くあなたの目そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』

令和5年度～7年度全国シルバー人材センター事業協会「全国統一スローガン」

「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」

就業にあられる会員においては、

1. 作業前点検を徹底し、危険有害を取り除いてから着手する。
2. 作業に応じた安全保護具(ヘルメットや安全帯など)を必ず身に付ける。
3. 機械器具は、安全点検を済ませてから使用する。
4. 体調の変化を見逃さない。など、安全はすべてに優先するとの意識をもって就業して下さい。

令和5年度の事故発生状況

シルバー保険の適用を受けた傷害事故は、前年度に比べ多発し、全3件発生しています。特に目の負傷で長期入院となる事故2件及び草刈機による事故が4件発生しています。

日時	区別	作業種別	事故発生時の状況	傷害・損害の状況	日時	区別	作業種別	事故発生時の状況	傷害・損害の状況
4月19日	事故	就労途上	対向車と正面衝突	本人怪我なし センター軽トラ 廃車	8月20日	熱中症	農作業	作業中具合が悪くなる	救急車搬送 通院1日
6月3日	傷害	除草	草刈作業中飛石で右目負傷	入院34日	9月15日	事故	除草	草刈機による電線破損	修理代15,000円
8月2日	傷害	除草	除草中右手薬指・小指を詰める	通院2日	9月16日	事故	除草	草刈機による車ガラス破損	修理代141,735円
8月16日	傷害	清掃	脚立からの転倒、右臀部痛	通院3日	10月5日	事故	除草	草刈機による水道管破損	修理代6,050円
					12月25日	傷害	農作業	収穫作業中、左目負傷	入院29日

令和5年度も、事故ゼロを目指して安全就業委員会を中心とした、安全就業パトロールを剪定・草刈り等への実施を強化するとともに、会員の皆様も就業途上中の事故や就業時に細心の注意を払って事故を起こさない、事故に合わないよう取り組みましょう。

シルバー団体傷害保険

シルバー会員には労災保険の適用がありませんが、加入しているシルバー団体傷害保険により就業中や就業場所に移動中の事故などに傷害保険金(通院:2千円/日、入院:3千円/日)が支払われます。ただし、医療費は自己負担になります。事故は身体的な痛みや、経済的、精神的な苦痛を伴います。日頃から注意して、事故やけがをしないよう心がけましょう。

総合賠償責任保険

就業中に誤って他人の身体、財物に損害を与えた場合に賠償するものです。ただし、故意または重大な過失や自動車を運転中のもの、会員同士の損害については対象となりません。また、作業の安全対策を欠いた場合の事故も対象にならない場合があります。対象にならない場合は、損害を会員さんに請求することもありますので十分ご注意ください。

安全保護具を着用しましょう

高所作業や剪定・除草等作業状況に応じて安全帽や手袋、安全帯等の安全保護具を着用して作業にあたってください。

センターでは作業用ヘルメットを作成し、会員のみなさまに販売しています。従来型は1000円ですが、今年からシールド付のヘルメットも作成し、1500円で販売しています。



従来型

シールド付

夏は熱中症になる人が増えてきます。室内でも屋外でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分・スポーツドリンクなどを補給しましょう。特に屋外作業中には会員同士お互いに気を配り、安全に就業してください。正しい知識、適切な予防策で熱中症の予防を徹底しましょう。万一、熱中症で病院にかかった場合は、「熱中症見舞金制度」を利用することが出来ます。(入院3日以上..5万円、2日..3万円、通院..5千円)

熱中症に
気をつけ
ましょう!

～シルバー人材センターの果たす役割とは～

シルバー人材センターは、高齢者に就業機会を提供することを事業としていますが、その目的は高齢者の社会参加と地域貢献を促し、地域を活性化することにあります。

本町は以前から、シルバー人材センター設立の要望の声もあり、検討はされてきましたが、実現には至りませんでした。具体的な取り組みに動き出したのは、令和2年11月に実施された60歳以上の町民の方を対象にした「生活の困りごとに関するアンケート」から始まり、このアンケートの結果から、シルバー人材センターの設立を望んでいる方やシルバー人材センターが設立されたら入会しようと思う方が多いこと



津野町長
池田 三男

とから、健康で働く意欲のある方々の社会貢献の場としてシルバー人材センターの設立に向けての取り組みを進めてきました。その過程においては、須崎市・中土佐町の関係市町、また公益社団法人須崎市・中土佐町シルバー人材センターのご理解とご協力をいただき、本年4月から本町でのシルバー人材センターとしての活動がスタートしました。

シルバー人材センターの活動は、就業を通して、高齢者の健康維持や社会参加に寄与されるところにも、地域社会の活性化、福祉の向上にも貢献しており、活発な活動に期待をすることがあります。

現在、本町の高齢化率は46.6%で、今後さらに進行すると想定されており、高齢者の方々が地域を支える、あるいは地域で果たす役割は、今後ますます重要となるとともに、シルバー人材センターへの期待もより大きくなってくるものと思われま

す。

本町の高齢者の環境につきましては、地域サロンや老人クラブなど地域の高齢者が集う場が他市町村に比べ多くあることやセラバンド体操を始めとした介護予防に関する普及啓発活動が効果的に実施できていることなどから、高齢になっても比較的元気な高齢者が多い状況でありますので、今後はシルバー人材センターの活動に参加するという選択肢が増えることで、本町の元気な高齢者がさらに増えるものと期待しているところであります。

本町におけるシルバー人材センターの活動は、僅か3か月ではありますが、この僅かな期間においても新たな人と人をつなぐコミュニケーションとなっており、高齢者の社会的孤立の解消にも寄与しています。地域の高齢者が元気に明るく、楽しく生活することが、高齢化の進む地域においては地域の活力となると考えられますので、町としてもできる限りの支援をしたいと考えています。



業務担当職員
片岡 有紀

津野町事務所
開設しています

令和6年4月より、津野町に新たに事務所を開設し、業務担当の職員を配属しています。よろしくお願ひします。

津野町事務所

〒785-0202 津野町姫野々431-1 総合保健福祉センター里案内2F
TEL 0889-43-9560

「フリーランス法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係を見直します



令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、また、フリーランス法の施行(令和6年11月1日)を予定)を見据え、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっております。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いいたします。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し(口頭説明を含む)します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3 デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム(smile to smile)の登録をお願いします。(詳しくはセンター職員にお尋ねください)

4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

※フリーランス法とは?…個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者(特定業務委託事業者。いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

見直しのイメージ

